

飼料等の供給費用について共益費用の先取特権が認められなかった事例

【文献種別】 判決／神戸地方裁判所

【裁判年月日】 令和4年11月4日

【事件番号】 令和4年（ワ）第477号

【事件名】 一般優先債権請求事件

【裁判結果】 却下（確定）

【参照法令】 民法306条・307条、民事再生法85条・122条

【掲載誌】 判時2632号118頁

◆ LEX/DB 文献番号 25624196

青山学院大学教授 大山和寿

事実の概要

Yは養豚業を営んでいた。XとYは、令和2年2月5日頃、XがYに豚の飼料等を売却する継続的商品売買基本契約書を取り交わした。その後、XはYに対して飼料等を継続的に売り渡していた。Yはこの飼料を自己の飼育する生豚に与えていた。

Yの農場で保有する生豚に浮腫病が発生し、出荷頭数が大きく落ち込み、豚・枝肉相場の下落により売り上げが減少し、飼料価格も高騰し、Yの業績は急速に悪化していった。

YはXに対して令和3年10月分までの代金を支払ったが、同年11月分以降の支払いを行わず、Xは、Yに対し、令和3年11月ないし令和4年1月の期間（以下「本件期間」という）の飼料等の供給に係る売掛債権2億9902万748円（以下「本件売掛債権」という）を有していた。

令和4年3月2日、Yは、鹿児島地方裁判所に対し、民事再生手続開始の申立てをし、同日、同裁判所により弁済禁止等の保全処分及び監督命令が発令された。鹿児島地方裁判所は、同月16日付けで再生手続開始の決定をした。

本件期間中にYは、A銀行やB銀行の譲渡担保権が設定された生豚を出荷し、売買代金を収受していた。Yは、同月11日付けで自己が飼育管理する生豚をCに一括して売却し、その売却代金で当面の資金繰りを手当てするとともに、残額をA銀行やB銀行に支払った。

Xは、生豚の生存のために必要な飼料等を継続

的にYに供給したことにより、債務者の財産の保存をしたから、共益費用の先取特権を有するとして、一般優先債権として本件売掛債権の支払いを請求した。

判決の要旨

訴え却下。

『『共益の費用』に関する一般の先取特権について定める同法（引用者注：民法）307条1項は、『共益の費用の先取特権は、各債権者の共同の利益のためにされた債務者の財産の保存、清算又は配当に関する費用について存在する。』と定める。その趣旨は、これらの費用は各債権者が債務者の財産につきその権利を実行するために必要なものであるから、何人がこれを支出してもその費用につき他の債権者に優先して弁済を得させることが公平上妥当と考えられることにありと解される。』

「ここにいう債務者の財産の清算は債務者の財産の換価、債権の取立て、債務の支払、財産目録の調整等を意味し、債務者の財産の配当は債権を調査して配当表を作り、配当を実現することを意味する。これらの費用が各債権者による債務者の財産に関する権利実行に必要であり、また、これらの行為が各債権者の共同の利益のためにされることは疑いない。

債務者の財産の保存は、これら債務者の財産の清算や配当に並ぶものとして規定されており、各債権者の共同の利益のためにされたものであることを要するのは同じである。したがって、『財産

の保存』は、債務者の財産の物理的朽廃・破損を防ぐなどの事実的行為も含むが、単に債務者の財産の価値を増加させる措置や有益費を生じさせるような措置を含まず、将来の債務者の財産の清算や配当の前段階として、すなわち、後に債務者財産の清算や配当の手続が続くことを前提として、債務者の財産の法律上・事実上の現状を維持し、債務者の一般財産の減少を防ぐのに直接的に必要な行為を意味するものと解される」。

他の債権者の保護との調和から、「債務者の一般財産の価値の減少を防ぐために直接的に必要な行為に限られると解するのが相当である」。

「将来の債務者の財産の清算や配当の前段階として行われたものであるか否かは、当該行為の後に被告の財産の清算や配当の手続が続くことが予定されていたかにより判断すべきであり、本件において、そのような手続が予定されていたと認めることができない」。

Xによる飼料の供給は、必ずしも生豚の価値の減少を防ぐために直接的に必要な行為であると認めることはできず、また、Yの民事再生手続が続くことを前提とするものでもない。

判例の解説

一 はじめに——検討の限定

本稿では、(1) 本判決は、共益費用の先取特権が認められる場合を、財産の保存が債務者の財産の清算・配当の手続の前段階でなされたときであると解したけれども、このような手続の前段階でなされたとはどのようなことなのか (二)、(2) Xは、Yの信用不安状態での飼料等の供給の継続が財産の保存（民法307条）に該当すると主張したけれども、この主張についてどのように考えるべきか (三)、(3) Xの主張は、飼料等の供給行為に動産保存の先取特権が認められることを前提にしていると解されるけれども、この前提が妥当か (四)、この3点に絞って検討する。

紙幅の制限や、別稿¹⁾において触れているので、(1) 財産の清算・配当の手続が後続する場合にのみ共益費用の先取特権が認められるとの本判決の説示そのものや、(2) 物理的な財産の保存費も共益費用の先取特権の対象に含まれるとの説示については、別稿の記述に譲る。

二 債務者財産の清算や配当の前段階の意義

Xは、仮に財産の保存（民法307条）の意義を清算や配当の前段階としてなされたものに限定するとしても、配当や清算の前段階かどうかは、経営状況や清算・配当手続との時間的接近性といった客観的事情により判断されるべきだ、と主張した。Xは、民事再生手続の実施にあたって換価処分された生豚の相当数が、自己の供給した飼料により生存・成長したことを根拠に、自己のなした飼料等の供給が民事再生手続の前段階によるものだと指摘した。

この点については、財産の清算や配当の手続が続くことが予定されていたことを基準とすべきとの本判決の説示が、妥当であろう。Xの指摘する事情があっても、それはたまたまそうなのであり、本判決の認定によれば、飼料等の供給時にXがYの財産の清算・配当を予定していたわけではない。

それにも拘わらず、Xの主張する基準によりXに共益費用の先取特権を認めるならば、Yに対する他の取引先の多くにも共益費用の先取特権が認められかねない。すなわち、Xのような間接的な寄与に動産保存の先取特権を認めるならば、別稿と重なるけれども、生豚の飼養に必要なワクチンや水等の供給行為（本判決）や、「冬の寒さをしのぎ、安全に生育するために不可欠となる水道光熱費、豚舎の建設に関する費用」（Yの主張）にも、共益費用の先取特権が認められかねない。それだけでなく、他の取引先も、民事再生手続に時間的に近接する段階でYの事業を維持するために必要な取引をしていたであろう。そのような取引がなされなければ、Yの事業が継続できなかったはずである。しかるに、このような取引のなされたことにより、事業が継続されたため、Yの総財産が（清算価値ではなく）継続価値で維持されたといえる。その状態で民事再生手続が行われたから、Xの主張によれば、これらの取引先にも共益費用の先取特権が認められることになりかねない。しかも、Xの主張を採った場合には、雇用関係の先取特権²⁾ などとは異なり、債務者の財産形成に寄与した者のうち、社会政策上特に保護に値するものだけに先取特権の対象を絞るのも困難なはずである。つまり、共益費用の先取特権の認められる範囲が、著しく広がる（きりがなくなる）可能性がある。これでは、先取特権について「極メ

テ著ルシク止ムヲ得ヌモノ丈ケヲ存スルト云フ主義³⁾が現行民法制定時に採られたことに反し、一般債権者の配当額を著しく減らす結果となりうる。また、これらの取引先にも再生手続によらずに弁済しなければならなくなり（民事再生法122条）、Yの再生を非常に困難にするからである。

三 Yの信用不安状態での飼料等の供給の継続

Xは、Yが信用不安状態にある中で、飼料等がなければ、Yの主要な財産である生豚が斃死してしまうので、これを防ぐためにやむを得ず飼料等の供給を継続したから、財産の保存（民法307条）に該当する、と主張する。この主張は、事業継続に不可欠な取引先に共益費用の先取特権を与えることで、この取引先との取引が継続されるようにして、事業の維持を図ることにつながりそうである。

前述したように、この主張によれば、再生手続によらずに弁済される商取引債権が多額になり、Yの再生を著しく困難にしてしまう。

それだけでなく、共益費用の先取特権の付与により事業維持を図ることが仮に意味されていたとすれば、民事再生法の建て付けに反するのではないか。民事再生法85条2項は、再生債務者を主要な取引先とする中小企業者について裁判所の許可により例外的に再生手続によらずに再生債務者等が弁済することを認めている。同条5項は、少額債権について、再生手続の円滑な遂行のため、または、再生債務者の事業の継続に著しい支障が生じることを防ぐため、裁判所の許可により、再生手続によらない弁済を認めている。これらの規定の活用により、再生債務者の再生のために取引関係を維持する必要がある場合には、その取引先の商取引債権の弁済が図られうる⁴⁾。

しかし、Xの主張によるならば、前述の通り、このような取引先ならば、継続価値を維持したとして共益費用の先取特権が認められ、裁判所の許可がなくても、一般優先債権として再生手続によらずに弁済されることになりそうである。そうなると、民事再生法のこれらの規定は不要になろう。逆にいえば、これらの規定の前提は、Xのような間接的な寄与をした者が、再生手続によらずに弁済される対象とは当然にはならないとの立場を法が採用していることを意味するのではないか。

さらに、これらの規定では再生裁判所の許可に

より早期弁済の範囲がコントロールされうるけれども、Xのような間接的な寄与に共益費用の先取特権を認めた場合には、先取特権の範囲を再生裁判所がコントロールする手段もなく、商取引債権のほとんどすべてが再生手続によらずに当然に弁済されうることになりかねない。

四 飼料等の供給行為にも動産保存の先取特権が認められる？

売買契約に基づく飼料等の引渡しは、財産の保存に含まれないとのYの主張に対して、Xは、債務者の財産を保存する事実行為が、契約を契機として行われることが多く、共益費用の先取特権と趣旨を同じくする動産保存の先取特権について債権の発生原因は限定されない（契約に基づく債権も被担保債権となる）と反論した。

これに対して、本判決は「保存行為性が問題となる行為が債務者からの委託に基づくものであるか、契約上の義務の履行として行われるものであるか、事務管理として行われるものであるかは問わない」と説示しつつも、Xの飼料等の供給は、生豚の保存に直接必要な行為ではないとし、Xの主張を退けた。

Xが主張の前提としていることは、売買契約に基づいてXが飼料をYに売却し、飼料等を引き渡す行為が、生豚という「動産の保存」（民法320条）であって、生豚がYのもとで現存していたならば、動産保存の先取特権が認められるはずだということであろう⁵⁾。

結論からいえば、生豚がYのもとに現存していたとしても、Xには動産保存の先取特権が認められないと解する。確かに、動産保存の先取特権について起草者は他人の家畜の飼養を例に挙げる⁶⁾。そして、梅博士は、旅館宿泊の先取特権の説明の箇所、牛馬は差押えに不便であり、これを担保と見るのは穏当を欠くので、この先取特権の目的物とならないけれども、牛馬の宿料及び食料については動産保存の先取特権が認められる、と説いている⁷⁾。この記述だけを捉えると、この場合には宿屋の主人が飼料を用意したのであるから、この宿屋の主人と飼料を売った者と同視できそうであり、そうすると、Xのような飼料の供給者に動産保存の先取特権が認められそうである。

しかし、前述のように、Xの寄与は間接的なも

のにとどまる。このような間接的な寄与に動産保存の先取特権を認めるならば、前述したことと重なるけれども、動産保存の先取特権が認められる債権が多くなり、きりがなくなる。そうすると、起草者のいう飼養は、債権者が直接債務者の家畜に餌をやる行為や、債務者の家畜の世話をする行為であって、債務者が自己の家畜に餌をやるために必要な物資の供給行為は、念頭に置かれていなかったのではないか。

牛馬の宿料及び食料につき宿屋主人に動産保存の先取特権が認められるとの梅博士の記述については、衆議院の質疑からは、旅店の小屋に牛馬を入れて逃走等を防いだことに主眼があったといえる。衆議院では、旅店宿泊の先取特権の目的物は手荷物であるけれども、牛馬を数百匹馬屋に泊めて、牛馬の宿泊料がたまった場合に、牛馬が目的物とならないのか、との質問がなされた⁸⁾。これに対して、梅博士は、その場合には牛馬につき動産保存の先取特権が認められると答弁している。なぜなら、宿泊させないで、野に出しておく紛失してしまうかもしれないから、牛馬も宿泊させなければならず、宿泊させると相当の料金を出さなければならず、これが保存費となるからである⁹⁾。つまり、梅博士の答弁からは、牛馬を小屋に入れて逃走等がされないようにして、持ち主の財産として保存したから動産保存の先取特権を与えることに主眼がある。そうすると、宿屋の主人が飼料を提供したことには主眼がなかったと考えることができる。しかも、この場合には飼料を牛馬に実際に与えたと想定されていたのは、宿屋の主人であろう。そうすると、本件のように、飼料が売主から買主に提供されて、買主が自己の家畜に飼料を与えた場合とは異なる。

なお、養蚕者に桑葉を供給した者には、桑葉が与えられた蚕及びその蚕より生じた繭・生糸等を目的物とする先取特権が認められる（民法 322 条かつこ書）けれども、これは目的物を生じさせて他の債権者が目的物から配当を得られるようになった（担保の原因）だけでなく、特別の農業保護の目的に基づくものであった¹⁰⁾。つまり、当時の日本の状況に基づいて保護が必要なため例外的に認められた規定¹¹⁾であると考えられるだろう。桑葉について当時の日本の状況による特別な規定であることを重視すれば、その他の動物の飼料の供給者には動産保存の先取特権はないと解

するのが、自然であろうか。

このように見てくると、飼料を債務者に売った者に、債務者のもとに存する家畜について動産保存の先取特権を与えることを、起草者は想定していないのではないか。飼料により斃死しなかった家畜に動産保存の先取特権が認められないならば、共益費用の先取特権の対象に物理的な財産の保存が入ると解したとしても、家畜よりも間接的な関係でしかない総財産について共益費用の先取特権を認めるべきではない。

●—注

- 1) 大山和寿「判批」リマークス 73 号（近刊）。
- 2) 雇用関係の先取特権の趣旨としては、債務者の財産の維持・形成へ使用人が寄与したことに加えて、使用人を社会政策上特に保護すべき必要のあることを挙げるべきである（大山和寿「アメリカ連邦破産法における賃金優先権（6・完）」法研論集（早稲田大学大学院）101 号 455～454 頁）。
- 3) 『法典調査会民法議事速記録第拾参巻』4 丁〔穂積陳重〕。これはいわゆる学振版であり、国立国会図書館デジタルコレクションに収録されているものを利用した。
- 4) 杉本純子「商取引債権保護に関する改正提言試論」東京弁護士会倒産法部編『倒産法改正展望』（商事法務、2012 年）172 頁本文及び同頁注 2 参照。
- 5) 本件では C に生豚が売却されており、飼料が与えられた生豚が現存していても、X は動産保存の先取特権を買主である C に対して主張できず（民法 333 条）、代金も払われてしまっているので、物上代位もできない（同法 304 条 1 項ただし書）。そのため、X は、共益費用の先取特権を主張したのであろう。
- 6) 梅謙次郎『民法要義巻之二』（オンデマンド版）（有斐閣、2001 年）368 頁、富井章章『民法原論第二巻』（有斐閣、1923 年）383 頁。
- 7) 梅・前掲注 6）361 頁。
- 8) 広中俊雄編『第九回帝国議会の民法審議』（有斐閣、1986 年）195 頁〔関信之介〕。
- 9) 広中編・前掲注 8）196 頁〔梅謙次郎〕。
- 10) 広中編・前掲注 8）197 頁〔穂積陳重〕参照。
- 11) 関武志『明治の担保』（日本評論社、2021 年）50～51 頁は、養蚕業を営むよう奨励された困窮士族の保護のための規定であると解している。